

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

令和元年 12月 23日

原子力規制委員会 殿

届出者

住所 東京都台東区東上野一丁目28番9号

氏名 公益財団法人核物質管理センター

理事長 下村 和生

別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	公益財団法人核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4番地108号
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	核燃料物質の使用の許可 平成20年7月7日
原子力事業者防災業務計画作成(修正)年月日	令和元年12月23日
協議した都道府県知事及び市町村長	青森県知事 三村 申吾 六ヶ所村長 戸田 衛
予定される要旨の公表の方法	公益財団法人核物質管理センターのホームページに掲載

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

六ヶ所保障措置センター
原子力事業者防災業務計画

令和元年12月

公益財団法人核物質管理センター

修正来歴表（原子力事業者防災業務計画）

No	修正年月日	概 要
0	H 1 5 年 2 月 1 0 日	・ 作成（届出）
1	H 1 6 年 2 月 2 日	・ 組織改正の反映 ・ 行政機関組織改正の反映
2	H 1 9 年 8 月 7 日	・ 行政機関組織名称変更の反映 ・ 外部機関追加
3	H 2 4 年 5 月 1 5 日	・ 公益財団法人への移行に伴う法人名称の変更
4	H 2 5 年 3 月 1 8 日	・ 原子力規制委員会発足に伴う行政機関変更の反映及び 原子力災害対策特別措置法改定の反映 ・ その他所要の見直し
5	H 2 6 年 2 月 1 日	・ 原子力災害対策特別措置法関係政令等の改正内容の反 映 ・ 法人代表者の変更に伴う見直し ・ その他所要の見直し
6	H 3 0 年 1 月 1 5 日	・ 原子力災害対策特別措置法関係政令等の改正に伴う修 正及びその他所要の見直し
7	R 1 年 1 2 月 2 3 日	・ 防災体制の見直し ・ 原子力災害対策特別措置法関係法令の改正に伴う修正 ・ その他所要の見直し

目 次

第1章 総 則	1
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 基本方針	3
第4節 原子力事業者防災業務計画の修正	3
第2章 原子力災害予防対策	5
第1節 緊急時体制の整備	5
1. 原子力防災組織	5
2. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者	5
3. 副原子力防災管理者の職務	6
4. 権限の行使	6
5. 指令伝達、情報連絡及び報告の経路	6
第2節 防災活動に使用する施設及び設備の整備	6
1. 緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点等	6
2. 退去必要者の集合場所	7
第3節 放射線測定設備その他必要な資機材の整備	7
1. モニタリングポスト	7
2. 原子力防災資機材等	8
第4節 原子力防災活動で使用する資料の整備	8
第5節 防災教育・防災訓練	9
1. 防災教育	9
2. 防災訓練	9
第6節 事業所外運搬に係る原子力災害予防対策	10
第7節 関係機関との連携	10
1. 国との連携	10
2. 青森県及び六ヶ所村との連携	10
3. 地元防災関係機関等との連携	11
第8節 周辺住民に対する平常時の広報活動	11
第3章 警戒事象発生時の措置	12
第1節 警戒事象発生時の連絡・通報	12
1. 原子力防災管理者への通報	12
2. 緊急時対策所の設置	12
3. 所外への連絡・通報	12
4. 日本原燃(株)への連絡	12
第2節 警戒事象発生時の措置	13
1. 保障措置分析所の把握	13
2. 応急措置に係る事前準備	13
3. 経過連絡	13
第3節 第1次緊急時体制の解除	13

第4章 施設敷地緊急事態の措置	14
第1節 事象発生時の連絡・通報	14
1. 原子力防災管理者への通報	14
2. 緊急時対策所の設置	14
3. 所外への連絡・通報	14
4. 日本原燃(株)への通報及び協力依頼	15
第2節 応急措置の実施	15
1. 事故状況の把握	15
2. 原子力災害の発生防止措置の実施	15
3. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置	17
4. 原災法に基づく応急措置の概要報告	17
5. オフサイトセンターとの連携	17
6. 本部等との連携	18
7. 広報活動	18
第3節 施設敷地緊急事態終息時の第2次緊急時体制の解除	18
第5章 全面緊急事態の措置	19
第1節 緊急事態応急対策	19
1. 原子力防災管理者への通報	19
2. 緊急時対策所の設置	19
3. 原災法第15条に係る通報	19
4. 緊急事態応急対策の実施	19
5. 事業所外運搬事故における対策	19
6. オフサイトセンター等との連携	19
第2節 全面緊急事態終息時の第2次緊急時体制の解除	20
第6章 原子力災害事後対策	22
1. 復旧対策	22
2. 原子力防災要員の派遣等	22
3. 原因究明と再発防止対策の実施	22
4. 被災者の相談窓口の設置	22
第7章 他の原子力事業者等への協力	23
第1節 他の原子力事業者等への協力	23
第2節 日本原燃(株)への協力	23

第1章 総則

第1節 目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）第7条第1項の規定に基づき、公益財団法人核物質管理センター（以下「核管センター」という。）六ヶ所保障措置センターの六ヶ所保障措置分析所（以下「保障措置分析所」という。）における原子力災害の発生防止及び拡大防止並びに原子力災害の復旧を図るための業務を定め、事業者の責務の遂行に資することを目的とする。

第2節 用語の定義

この計画において用いる用語の定義は、次に定める。

1. 原子力災害

放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所の敷地外（ただし、原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては当該運搬に使用する容器外）へ放出される事態の発生により、周辺住民等の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

2. 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制、資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

3. 警戒事象

警戒事象とは、別表－1に示す原子力災害対策指針で示された警戒事態に該当する事象をいう。

4. 特定事象

特定事象とは、別表－2及び別表－3に示す原災法施行令（平成12年政令第195号）第4条第4項に定められる事象をいう。

5. 原子力緊急事態

放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業者の原子力事業所外（ただし、事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

6. 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

使用施設等の状況に応じて以下の警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の3つに区分し、これらの緊急事態区分に該当する状況で有るか否かを原子力事業者が判断するための基準をいう。

（1）警戒事態

警戒事象が発生した場合であり、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備を開始する必要がある

段階。

(2) 施設敷地緊急事態

別表－２に示す原災法第１０条第１項に定められる事象が発生した場合であり、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のあるため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。

(3) 全面緊急事態

別表－３に示す原災法第１５条第１項に定められる状態に至った場合であり、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象であり、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

7. 地域防災計画

災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１０号に基づき作成された青森県地域防災計画（原子力災害対策編）及び六ヶ所村地域防災計画（原子力災害対策編）をいう。

8. 第１次緊急時体制

原子力防災管理者が警戒事象の発生を認め、原子力災害発生防止のため、状況調査及び応急措置の事前準備を実施する防災体制をいう。

9. 第２次緊急時体制

原子力防災管理者が特定事象の発生を認め、原子力災害発生又は拡大防止のために、応急処置又は緊急事態応急対策等を実施する防災体制をいう。

10. 緊急時

第１次又は第２次緊急時体制をとる必要がある事態の発生又は継続しているときをいう。また、第１次及び第２次緊急時体制の総称を緊急時体制という。

11. 緊急事態応急対策

原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間に、原子力災害の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

12. 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があったとき以後において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第２条第２項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

13. 指定行政機関

災害対策基本法第２条第３号に規定する指定行政機関をいう。

14. 指定地方行政機関

災害対策基本法第２条第４号に規定する指定地方行政機関をいう。

15. 緊急時対策所

緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施を統括管理するために原子力防災組織が活動する施設をいう。

16. 原子力事業所災害対策支援拠点

緊急時対策所において行う緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の統括管理を支援するための拠点をいう。

第3節 基本方針

保障措置分析所の核燃料物質使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の安全性の確保並びに核燃料物質の使用等に係る安全確保については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)による国の安全規制等に基づき、その設計及び使用の各段階において、多重防護等の考え方により、災害発生防止に関する十分な安全対策を講じている。事業所外運搬においても同様に十分な安全対策を講じている。

しかしながら、万一異常な水準の放射性物質又は放射線が周辺監視区域外へ放出される場合に備えて、その影響をできる限り低減するために、あらかじめ必要な措置を講じておくことが原子力防災活動である。このため、原災法等に基づき、原子力災害の発生防止に関する措置を講じるとともに、原子力災害が発生した場合の拡大防止及び復旧に関し必要な準備を行うこととし、次の諸施策に重点をおいてこの計画を定め、原子力防災対策の推進を図る。

1. 原子力災害予防対策

緊急時体制の整備、放射線測定設備、原子力防災資機材等の整備、防災教育及び防災訓練の実施等による周到かつ十分な予防対策。

2. 緊急事態発令時の措置

特定事象発生時の通報、緊急事態対応体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、関係機関の実施する緊急事態応急対策等への要員の派遣等による迅速かつ円滑な応急対策。

3. 原子力災害事後対策

施設の復旧対策の実施、被災地域復旧のために関係機関の実施する原子力災害事後対策への原子力防災要員の派遣等による適切かつ速やかな災害復旧対策。

第4節 原子力事業者防災業務計画の修正

原子力防災管理者は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認めるときは次によりこれを修正する。

1. 原子力防災管理者は、地域防災計画等に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。また、この計画の修正内容が環境放射線モニタリングに関する事項であるときは、上席放射線防災専門官の指導及び助言を受ける。

2. 理事長は、あらかじめ青森県知事及び六ヶ所村長と協議する。協議は、この計画を修正しようとする日の60日前までに、青森県知事及び六ヶ所村長に修正案を提出して行う。この場合において、理事長はこの計画を修正しようとする日を明らか

にする。

3. 理事長は、この計画を修正したときは速やかに、別記様式－1に定める届出書により内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。また、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出た届出書の写し及び公表した要旨を青森県知事及び六ヶ所村長に提供するものとする。
4. 原子力防災管理者は、この計画の作成又は修正に関する事項について、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長に対し報告できるよう、作成及び修正の履歴を3年間保存する。

第2章 原子力災害予防対策

第1節 緊急時体制の整備

1. 原子力防災組織

- (1) 原子力防災管理者は、原子力災害の発生防止及び拡大防止並びに原子力災害事後対策に必要な業務をこの計画に従い行うため、別図－1に示す各班から構成される緊急時対策所をあらかじめ定め、これを原子力防災組織とする。
- (2) 原子力防災管理者は、原子力防災組織に別表－4に示す原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年 文部科学省・経済産業省令第4号）第2条に規定される原子力防災要員の業務ごとに必要な要員を2名以上置く。
- (3) 原子力防災管理者は、緊急時体制発令後直ちに原子力防災要員及びその他必要な要員（以下「原子力防災要員等」という。）を召集するため、あらかじめ所内連絡経路及び連絡先を記載した名簿を整備し、これを関係者に周知する。
- (4) 理事長は、六ヶ所保障措置センターに別表－4に示す原子力防災要員を置いたとき、又は変更したときは、7日以内に別記様式－3の届出書により原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長に届け出る。

2. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者

(1) 選任及び解任

- ① 原子力防災管理者は六ヶ所保障措置センター所長とする。
- ② 原子力防災管理者は、副原子力防災管理者を別表－5に示す役職者をもって2名以上選任する。
- ③ 理事長は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者が選任又は解任されたときは、7日以内に別記様式－2の届出書により原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長に届け出る。

(2) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は、次の職務を行うとともに、原子力防災組織を統括管理する。

- ① 原災法第11条第1項に定められる放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）及び同条第2項に定められる放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材（以下「原子力防災資機材」という。）を備え付け、随時、保守点検する。
- ② 原子力防災要員に対し、緊急時に対処するための総合的な訓練及び防災教育を実施する。
- ③ 別表－1に示す警戒事象が発生した場合、直ちに別図－3に示す関係機関に連絡する。
- ④ 特定事象の発生を認めたときは、直ちに別図－4に示す関係機関に通報する。なお、事業所外運搬においては、直ちに別図－5に示す関係機関に通報する。

⑤ 特定事象の発生を認めたときは、原子力防災要員等を召集して緊急時対策所を設置し、緊急時対策所長として原子力災害の発生防止及び拡大防止のために必要な措置を直ちに開始するとともに、措置の概要について別図－４に示す関係機関へ報告する。なお、事業所外運搬においては、直ちに別図－５に示す関係機関に報告する。

⑥ 旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができない場合は、別表－５に定める代行順位に従い、副原子力防災管理者に代行させる。代行させる場合は、関係者に周知する。

3. 副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者は、原子力防災管理者の業務を補佐するとともに、原子力防災管理者が不在のときは、その職務を代行する。

4. 権限の行使

(1) 緊急時対策所設置後は、保障措置分析所における緊急時対策活動に関する一切の業務を緊急時対策所が行う。原子力防災管理者は、緊急時対策所長として緊急時対策所を統括する。

(2) 原子力防災管理者は、緊急時体制の発令から緊急時体制の解除までの間、保障措置分析所の緊急時対策活動の実施に係る一切の権限を有する。理事長から活動方針が示された場合にはその方針に沿って活動する。

(3) 緊急時対策所の班長等は、原子力防災要員等を指揮し、班の役割、職務等に基づく緊急時対策活動を実施する。

5. 指令伝達、情報連絡及び報告の経路

(1) 指令伝達及び情報連絡経路

① 緊急時体制発令時の伝達経路は別図-6のとおりとする。

② 緊急時対策所が設置された後の指令伝達及び情報連絡経路は別図-7のとおりとする。

(2) 外部への連絡経路

緊急時対策所が設置された後の外部への連絡経路は別図-4又は別図-5のとおりとする。

第2節 防災活動に使用する施設及び設備の整備

1. 緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点等

(1) 緊急時対策所

原子力防災管理者は、緊急時対策所を別図 - 2 (3) 及び別表 - 6 (1) に示す六ヶ所保障措置センターの安全対策室に設置する。

(2) 原子力事業所災害対策支援拠点

原子力防災管理者は、別図 - 2 (3) 及び別表 - 6 (2) に示す六ヶ所保障措置センターの安全対策室以外の場所を原子力事業所災害対策支援拠点とする。

(3) 支援体制

総務部長は、東海保障措置センターと連携して、緊急時対策所の支援体制を整えるものとする。また、総務部長が出張及び疾病等の理由によって不在の場合には、予め指名された者が緊急時にかかる職務を代行する。

2. 退去必要者の集合場所

原子力防災管理者は、緊急時体制発令時における来訪者及び防災活動に従事しない者であって、事故が発生した施設（事故の状況によっては、事故が発生した施設以外の施設も含む）外へ退去させる必要があると判断される者（以下「退去必要者」という。）の集合場所を別図－２（２）のとおり定め、立て看板等により明示する。集合場所を変更したときは、関係者に周知する。

第3節 放射線測定設備その他必要な資機材の整備

1. モニタリングポスト

(1) 原子力防災管理者は、別図－２（１）及び別表－７に示す敷地境界付近の γ 線の線量当量率を測定する日本原燃(株)と共用するモニタリングポスト（MP－２及びMP－６）に関して原災法第10条第1項に基づく通報を行うため、以下の措置を講じる。なお、④～⑦に示す項目については、日本原燃(株)と協力して実施・確認する。

- ① 表示及び記録装置の外観において、機能を妨げるおそれのある損傷がない状態にする。
- ② 適切な警報の設定を行う。
- ③ 測定結果は、記録計で記録し、その記録用紙は1年間六ヶ所保障措置センターにおいて保存するとともに、公衆の閲覧に供する方法で公開する。
- ④ 検出部、その他主たる構成要素の外観において放射線量の適切な検出を妨げるおそれのある損傷がないこと。
- ⑤ モニタリングポストを設置している地形の変化その他の周辺環境の変化により放射線の適切な検出に支障を生ずるおそれのないこと。
- ⑥ 毎年1回以上、モニタリングポストの定期校正を行う。
- ⑦ モニタリングポストが故障等により監視不能になった場合は代替措置を講じるとともに、速やかに修理を行う。

(2) 理事長は、モニタリングポストを設置したとき又は変更したときは、7日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長に別記様式－４の届出書により届け出る。

(3) 理事長は、モニタリングポストを設置したとき又は変更したときは、原子力規制委員会が行う検査を受けるため、(2)の届出と併せて、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出する。

- ① 名称及び住所並びに代表者の氏名
- ② 事業所の名称及び所在地

③ 検査を受けようとする放射線測定設備の数及びその概要

2. 原子力防災資機材等

(1) 原子力防災管理者は、別表－8（1）に掲げる原災法第11条第2項に規定される原子力防災資機材に関して次の措置を講じる。

① 必要数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。なお、非常用通信機器については、連絡先の番号の変更の都度、連絡先を更新し、常に使用可能な状態に整備する。

② 不具合を認めた場合は、速やかに修理するかあるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。

(2) 理事長は、毎年9月30日における原子力防災資機材の備え付けの状況を翌月7日までに別記様式－5の届出書により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長に届け出る。

(3) 原子力防災管理者は、別表－8（2）に掲げるその他の防災資機材に関して必要数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。なお、不具合を認めた場合は、速やかに修理するかあるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。

(4) 原子力防災管理者は、緊急時においては非常用電源設備の燃料又は水・食料の備蓄量の使用状況を踏まえて、調達可能な小売店等から調達する。

第4節 原子力防災活動で使用する資料の整備

1. 原子力防災管理者は、原子力防災活動で使用する以下の資料を緊急時対策所に各2部（緊急時対策所用及び原子力事業所災害対策支援拠点用）を備え付ける。

(1) 六ヶ所保障措置センター原子力事業所防災業務計画

(2) 原子炉等規制法第52条第2項及び第55条第1項に基づき、許可及び変更許可取得のために提出した申請書

(3) 原子炉等規制法第57条第1項の規定に基づく保安規定

(4) 六ヶ所保障措置分析所の施設及び主要機器の配置図

(5) 特定事象等発生時の外部機関通報・連絡系統図及び運搬時の特定事象等発生時の外部機関通報系統図

(6) 原子力防災資機材管理一覧表

2. 理事長は、安全対策室に備え付ける資料のうち上記の(1)～(4)の資料を緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）に備え付けるため、内閣総理大臣に提出する。

3. 原子力防災管理者は、内閣総理大臣へ提出した資料を原子力規制庁緊急時対応センターに備え付けるため、原子力規制委員会へ提出する。

また、(1)～(6)の資料の内容を適宜見直し、現状に合った記載内容とする。

第5節 防災教育・防災訓練

1. 防災教育

原子力防災管理者は、原子力防災要員等に対し、原子力災害に対する知識及び技能を習得させ、原子力防災活動の円滑な実施に資するため、次の各項目の内容について教育の計画を策定し年1回実施する。また、教育実施後に評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて教育内容の見直しを行い、次年度の教育に反映する。

- (1) 保障措置分析所の施設に関する事項
- (2) 緊急時体制及び対策活動に関する事項
- (3) 放射線防護に関する事項
- (4) 原子力防災活動上の諸設備に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

2. 防災訓練

(1) 総合訓練

原子力防災管理者は、原子力防災組織が原子力災害の発生防止及び拡大防止に有効に機能することを確認するため、総合訓練の計画を策定し年1回実施する。訓練を策定する際、原災法第30条第2項の規定に基づき原子力防災専門官から指導及び助言を受けること。

(2) 再処理施設の総合訓練

原子力防災管理者は、原子力防災組織間における情報共有及び相互協力が有効に機能することを確認するため、再処理施設の総合訓練に必要なに応じて参加する。

(3) 訓練評価・改善

原子力防災管理者は、(1)及び(2)の訓練実施後に評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じてこの計画(本防災業務計画)の見直し又は以下の個別訓練を実施する。

- ① 通報訓練
- ② 救護訓練
- ③ 避難誘導訓練

(4) 国又は自治体主催の訓練への参加

国、青森県又は六ヶ所村が保障措置分析所(再処理施設を含む)を対象に原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画策定に参画するとともに、訓練内容に応じて原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施を模擬して訓練に参加する。

(5) 訓練の報告

原子力防災管理者は、(1)及び(3)の訓練を実施したときは、その結果について、別記様式-8に定める報告書により原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公衆の閲覧に供する方法で公開する。ただし、再処理施設の総合訓練に参加した場合は除く。

第6節 事業所外運搬に係る原子力災害予防対策

原子力防災管理者は、事業所外運搬にあたって、運搬実施責任者に緊急事態発生時の応急措置、当該事象の通報・連絡体制の整備、当該運搬に携行する資機材等を記載した運搬計画の作成等を行わせるとともに、実際の運搬を行うにあたっては、これらの書類及び必要な資機材等を携行させることとする。

また、必要な防災対応を的確に実施するために必要な要員を確保するとともに、事業所外運搬に係る特定事象の発生時に次の措置を適切に実施する必要な体制の整備を図る。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 国、地方自治体、警察署、海上保安部署等への迅速な通報
- (3) 消火、延焼防止等の応急措置
- (4) 運搬に従事する者や付近にいる者の避難
- (5) 運搬中の核燃料物質等の安全な場所への移動、関係者以外の立入禁止等の措置
- (6) 放射線状況モニタリング
- (7) 核燃料物質等による汚染の拡大防止及び除去
- (8) その他放射線障害の防止のために必要な措置

第7節 関係機関との連携

1. 国との連携

- (1) 原子力防災管理者は、異常が発生し、又はそのおそれがある場合の措置について、国の機関（原子力規制委員会、その他関係省庁）と平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互連携を図る。
- (2) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣から原災法第31条に基づく業務の報告を求められたときは、その業務について報告を行う。
- (3) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣から原災法第32条第1項に基づく六ヶ所保障措置センターの立ち入り検査を求められたときは、その立ち入り検査について対応を行う。
- (4) 原子力防災管理者は、原子力防災専門官から原災法第30条第2項に基づく原子力災害予防対策等に関する指導及び助言があったときは速やかにその対応を行う。また、原子力防災専門官とは平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互連携を図る。

2. 青森県及び六ヶ所村との連携

- (1) 原子力防災管理者は、青森県及び六ヶ所村と平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互連携を図るとともに、第1章第4節3. に定めるこの計画等及び保安規定の提供することにより、六ヶ所保障措置センターの概要、原子力災害対策の実施状況等の情報を提供する。

(2) 原子力防災管理者は、青森県知事及び六ヶ所村長から原災法第31条に基づく業務の報告を求められたときは、その業務について報告を行う。

(3) 原子力防災管理者は、青森県知事及び六ヶ所村長から原災法第32条第1項に基づく六ヶ所保障措置センターの立ち入り検査を求められたときは、その立ち入り検査について対応を行う。

3. 地元防災関係機関等との連携

原子力防災管理者は、北部上北広域事務組合消防本部、野辺地病院、六ヶ所消防署、野辺地警察署、八戸海上保安部、むつ労働基準監督署、(公財)原子力安全技術センター及びその他関係機関と平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互連携を図る。

第8節 周辺住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時より周辺住民に対し、国、青森県及び六ヶ所村と協調して次に掲げる内容について、正しい知識の普及を行う。

1. 放射性物質及び放射線の特性
2. 事業所の概要
3. 原子力災害とその特殊性
4. 原子力災害発生時における防災対策の内容

第3章 警戒事象発生時の措置

第1節 警戒事象発生時の連絡・通報

1. 原子力防災管理者への通報

分析課長は、別表－1に示す警戒事象の発生を認めたときは、原子力防災管理者に通報する。

2. 緊急時対策所の設置

(1) 原子力防災管理者は、別表－1に示す警戒事象が発生した場合には、第1次緊急時体制を発令するとともに、原子力防災要員等を非常召集し、直ちに安全対策室に原子力防災組織で運営する緊急時対策所を設置し、緊急時対策所長としてその任務を遂行する。また、緊急時対策所を設置した場合は、直ちに総務部長に連絡する。

(2) 総務部長は緊急時対策所の設置の報告を受けた場合、直ちに理事長に報告を行うとともに、東海保障措置センターと連携して緊急時対策所への支援体制をとる。

3. 所外への連絡・通報

原子力防災管理者は、第1項の通報を受けた場合、所外への通報等を以下のとおりに行う。また、通報等に使用したファクシミリ送信記録及び通報記録等を時系列で保存する。

(1) 警戒事象発生時における通報

原子力防災管理者は、別図－3に示す通報系統図及び別記様式－6(1)に従って、原子力規制委員会、青森県知事、六ヶ所村長及び原子力防災専門官並びにその他関係機関に別表－8(1)に示すファクシミリ装置(以下、「防災用ファクシミリ」という)を用いて一斉に送信する。更に送信した旨を電話で送信先に連絡し、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長についてはその着信を確認する。なお、警戒事象が発生ごとに同様に連絡する。

(2) 防災用ファクシミリが使用できない場合の措置

原子力防災管理者は、防災用ファクシミリが使用できない場合は、他のファクシミリ、電話又は電子メールのいずれかを用いて通報等を行う。その内容は、各様式に記載する事項と同様とする。更に送信した旨を電話でそれぞれの送信先に連絡し、その着信を確認する。また、原子力防災管理者は、防災用ファクシミリ以外による通報等を実施した場合、使用した記録等を時系列で保存する。なお、これ以降の防災用ファクシミリが使用できない場合の措置も同様とする。

4. 日本原燃(株)への連絡

原子力防災管理者は、保障措置分析所に警戒事象が発生した場合には、日本原燃(株)に連絡し、情報共有に努めるものとする。

第2節 警戒事象発生時の措置

1. 保障措置分析所の状況把握

分析課長及び安全管理課長は、次の事項について調査把握し、原子力防災管理者に報告する。

- (1) 特定事象発生の有無
- (2) 被ばく及び負傷等の人身災害発生の有無
- (3) 施設内の放射線量及び放射性物質濃度
- (4) 環境への放射線及び放射性物質の放出の有無(放出があるときは、量、種類、放出状況及びその推移並びに周辺監視区域周辺における放射線量率、放射性物質濃度等)

2. 応急措置に係る事前準備

原子力防災管理者は、第1項の報告結果に基づき、第4章第2節に示す応急措置の実施の事前準備のための次の事項を、必要に応じて分析課長及び安全管理課長に実施させる。

- (1) 原子力防災資機材等の準備
- (2) 集合場所への誘導等の準備
- (3) 被災者の救難、救助及び搬送の準備

3. 経過連絡

原子力防災管理者は、上記1.の調査結果を別図-3に示す連絡系統図及び別記様式-6(4)に従って、原子力規制委員会、青森県知事、六ヶ所村長及び原子力防災専門官に防災用ファクシミリを用いて一斉に送信して連絡する。なお、当該連絡は事象の進展に応じて適切な間隔で継続して連絡するとともに、送信した旨を電話で送信先に連絡し、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長並びにその他関係機関についてはその着信を確認する。また、通報等に使用したファクシミリ送信記録及び通報記録等を時系列で保存する。

第3節 第1次緊急時体制の解除

1. 原子力防災管理者は、第2節1.の保障措置分析所の状況把握結果に基づき、原子力災害に至るおそれがないと判断したときは、第1次緊急時体制を解除する。なお、継続して事象の対応を実施する必要があると判断した場合は、保安規定に定める組織により対応を継続する。
2. 原子力防災管理者は、第1次緊急時体制を解除したときは、総務部長に連絡するとともに、第1次緊急時体制の解除を別図-3に従い関係機関に連絡する。

第4章 施設敷地緊急事態の措置

第1節 事象発生時の連絡・通報

1. 原子力防災管理者への通報

分析課長又は運搬実施責任者は、別表－2に示す事象の発生を認めたときは、原子力防災管理者に通報する。

2. 緊急時対策所の設置

原子力防災管理者は、別表－2に示す事象が発生した場合は、第2次緊急時体制を発令するとともに、第3章第1節第2項「緊急時対策所の設置」と同様に緊急時対策所を設置する。ただし、既に緊急時対策所を設置している場合は除く。

3. 所外への連絡・通報

原子力防災管理者は、第1項の通報を受けた場合、所外への通報等を以下のとおりに行う。また、通報等に使用したファクシミリ送信記録及び通報記録等を時系列で保存する。

(1) 特定事象発生通報（使用施設）

- ① 原子力防災管理者は、別図－4に示す通報系統図及び別記様式－6（2）に従って、通報を受けてから15分以内を目途として、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事、六ヶ所村長、官邸（内閣官房）、内閣府、青森県警察本部、北部上北広域事務組合消防本部、八戸海上保安部、野辺地警察署、六ヶ所消防署及び原子力防災専門官並びにその他の関係機関に防災用ファクシミリを用いて一斉に送信する。更に送信した旨を電話で送信先に連絡し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長についてはその着信を確認する。
- ② 原子力防災管理者は、上記の通報に関して発生した特定事象ごとに通報する。ただし、複数の特定事象が発生した場合にあっては、特定事象ごとに発生箇所、発生時刻及び種類を明記することにより、1つの書面で通報することができる。また、特定事象の発生が電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第7条の2第2項各号に掲げる場合に該当するときは、通報にその旨を明示して通報する。

(2) 特定事象発生通報（事業所外運搬）

- ① 運搬実施責任者は、当該事象が発生した場所を管轄する警察署及び消防署に電話にて第1報の通報を行う。
- ② 原子力防災管理者は、別図－5に示す通報系統及び別記様式－6（3）に従って、通報を受けてから15分以内を目途として、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長、官邸（内閣官房）、内閣府、当該事象が発生した場所を管轄する警察機関及び消防機関並びにその他の関係機関に防災用ファクシミリを用いて一斉に送信する。更に送信した旨を電話で送信先に連絡し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長につい

てはその着信を確認する。

4. 日本原燃(株)への通報及び協力依頼

原子力防災管理者は、保障措置分析所に特定事象が発生した場合には、日本原燃(株)との取り決めにより連絡し、情報共有に努めるとともに、原子力防災資機材の借用及び支援要員の派遣等の必要な協力を依頼するものとする。

第2節 応急措置の実施

1. 事故状況の把握

緊急時対策所の各班長は、原子力災害の発生防止を図るため次の事項について調査把握し、原子力防災管理者に報告する。

- (1) 事故発生時刻及び発生場所
- (2) 事故原因及び事故状況並びに事故の推移及び講じた対策の時系列
- (3) 被ばく及び負傷等の人身災害に係る状況
- (4) 施設内の放射線量及び放射性物質濃度
- (5) 環境への放射線及び放射性物質の放出の有無(放出があるときは、量、種類、放出状況及びその推移並びに周辺監視区域周辺における放射線量率、放射性物質濃度等)
- (6) 気象状況
- (7) 収束の見通し

2. 原子力災害の発生防止措置の実施

- (1) 原子力防災管理者は、緊急時対策所の各班長等を指揮し、事故状況を把握した結果に基づき原子力災害発生防止のために必要な応急措置の計画を策定し、原子力防災要員に実施させる。応急措置計画の策定に当たっては、応急措置の具体的な内容として、施設や設備の整備及び点検、故障した設備等の応急の復旧等について策定する。なお、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第3項の規定に基づく危険時の措置について、原子力規制委員会から命令があった場合は、速やかにその措置を実施する。
- (2) 緊急時対策所の各班長等は、次の事項を実施するとともに、その内容を原子力防災管理者に報告する。

① 応急復旧

現場対応班長は、事故の拡大防止に関する措置等の応急復旧対策を実施する。

② 放射線量等影響範囲の推定

放射線管理班長は、保障措置分析所内及び周辺監視区域の放射線量率並びに放射性物質濃度の測定を行い、放射性物質が外部に異常に放出された場合は放射線監視データをもとに、放射性物質の放出量を予測する。また、気象観測データ等を入手し、放射線量等の影響範囲の推定を行う。

③ 立入制限等

放射線管理班長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立ち入

りを禁止する区域を設定し、標識により明示する。連絡調整班長は必要に応じ日本原燃㈱へ連絡し、周辺監視区域への入域制限の協力を要請する。

④ 汚染の拡大防止

現場対応班長は、放射性物質による予期しない汚染が確認されたときは、必要に応じその拡大の防止に努める。

⑤ 線量評価

放射線管理班長及び現場対応班長は、放射性物質による汚染が確認された者の汚染の除去に努めるとともに、放射線被ばくを受けた者及びそのおそれのある者の線量評価を行う。

⑥ 集合場所への誘導等

現場対応班長は、第2次緊急時体制が発令されたときは放送設備等により退去必要者に別図-2(2)に示す集合場所へ速やかに集合するよう指示する。この際、来訪者に対しては、誘導案内等を行い、迅速かつ適切な集合が行えるようにする。また、避難誘導班長は、集合場所へ退去した者を把握する。

⑦ 被災者に対する措置

a. 被災者の救難、救助及び搬送

負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者(以下「被災者」という。)を発見した者は、可能な限り被災者を安全な場所に移動させるとともに、放射線管理班長に連絡する。連絡を受けた放射線管理班長は、被災者の状況に応じて応急措置及び除染措置を講じるとともに、日本原燃㈱の除染設備又は応急処置施設に搬送し応急措置及び除染措置を講じる。

なお、放射線医学総合研究所等の外部の医療機関への移送及び治療等の措置が必要なときは、緊急時対策所を通じて関係機関に依頼する。

b. 二次汚染防止に関する措置

放射線管理班長は、外部の医療機関への搬送及び治療の依頼時並びに救急隊到着時に、事故の概要、被災者の放射性物質による汚染の状況等の二次汚染防止のために必要な情報を救急隊等へ伝達する。また、放射線管理班長は、放射性物質により汚染した負傷者並びに被災者等を医療機関へ搬送する際に、汚染拡大防止措置を講じるとともに、放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染拡大防止措置が行える者を随行させる。また、医療機関到着時に必要な情報を伝達する。

⑧ 資機材の調達及び輸送

放射線管理班長は、原子力防災資機材及びその他資機材を調達するとともに、必要な箇所に輸送を行う。また、緊急時対策所において十分に調達できない場合は、総務部長に必要とする資機材の調達及び輸送を要請する。

⑨ その他の措置

a. 通話制限

原子力防災管理者は、保安上の通信を確保するため必要と認めるときは通話

制限その他必要な措置を講じる。

b. 消火活動

原子力防災管理者は、火災が発生している時は速やかに火災の状況を把握し、安全を確保しつつ迅速に初期消火にあたるるとともに、消防機関到着後は協力して消火活動を行う。

3. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置

原子力防災管理者は、事業所外運搬に係る事象が発生した場合、直ちに現場に必要な要員を派遣するとともに、事象の状況を踏まえ、運搬を受託した者等に、携行した防災資機材を用いて、次に掲げる措置を実施させ、また、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部署との協力を図り、原子力災害の発生の防止を図る。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (4) 立入制限区域の設定
- (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動
- (6) 放射線モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等による汚染及び漏えいの拡大の防止及び汚染の除去
- (8) その他放射線障害の防止のために必要な措置

4. 原災法に基づく応急措置の概要報告

原子力防災管理者は、原災法第25条に基づき応急措置の概要を関係機関に以下のとおり報告する。なお、原子力防災管理者は、通報に使用したファクシミリ送信記録及び通報記録等を保存する。

(1) 特定事象発生時（使用施設）

原子力防災管理者は、別図－4に示す通報系統図及び別記様式－7（1）に従い、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事、六ヶ所村長、官邸（内閣官房）、内閣府、青森県警察本部、北部上北広域事務組合消防本部、八戸海上保安部、野辺地警察署、六ヶ所消防署及び原子力防災専門官並びにその他関係機関に事象の進展に応じ、適切な間隔で継続して報告する。

(2) 特定事象発生時（事業所外運搬）

原子力防災管理者は、別図－5に示す通報系統図及び別記様式－7（2）に従い、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長、官邸（内閣官房）、内閣府、当該事象が発生した場所を管轄する警察機関、消防機関、海上保安部署及び原子力防災専門官並びにその他関係機関に事象の進展に応じ、適切な間隔で継続して報告する。

5. オフサイトセンターとの連携

原子力防災管理者は、オフサイトセンターにおいて現地事故対策連絡会議が開催されたときは、現地事故対策連絡会議へ協議会対応班2名を派遣する。なお、派遣した協議会対応班との連絡は原子力防災資機材（携帯電話）を用いて行うものとする。

る(これ以降の外部派遣も同様とする。)

6. 本部等との連携

原子力防災管理者は、事象の進展等に応じて緊急時対策所への支援が必要と判断した場合は、必要な支援要員を総務部長に要請する。

7. 広報活動

原子力防災管理者は、第4章第1節第3項の通報を行った旨を報道機関へ発表する。また、広報班長は、状況に応じてプレスセンターを開設し、施設の状況、応急措置の概要等を関係機関及び報道機関を通じて周辺住民へ提供できるよう緊急時対策所で取りまとめた公表内容を発表するとともに別図－4又は別図－5に示す関係機関に報告する。

第3節 施設敷地緊急事態終息時の第2次緊急時体制の解除

1. 原子力防災管理者は、原子力災害に至るおそれのある原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事故が終息していると判断したときは、関係機関と協議し第2次緊急時体制を解除する。
2. 原子力防災管理者は、第2次緊急時体制を解除したときは、総務部長に連絡するとともに、防災体制の解除を別図－4又は別図－5に従い関係機関に連絡する。

第5章 全面緊急事態の措置

第1節 緊急事態応急対策

1. 原子力防災管理者への通報

分析課長又は運搬実施責任者は、別表－3に示す原災法第15条第1項に定められた事象の発生を認めたときは、原子力防災管理者に通報する。

2. 緊急時対策所の設置

原子力防災管理者は、別表－3に示す原災法第15条第1項に定められた事象が発生した場合、第3章第1節第2項「緊急時対策所の設置」と同様に緊急時対策所を設置する。ただし、既に緊急時対策所を設置している場合は除く。

3. 原災法第15条に係る通報

原子力防災管理者は、別表－3に示す状態に至ったと認めたときは、第4章第1節第3項「所外への連絡・通報」の特定事象発生通報と同様の方法により、直ちに通報する。

4. 緊急事態応急対策の実施

原子力防災管理者は、緊急時対策所の各班長を指揮し、原子力災害の発生及び拡大の防止を図るため次の措置を講じる。

- (1) 第4章第2節「応急措置の実施」に示す各措置を実施（すでに実施している場合は継続実施）する。
- (2) 放射線管理班長は、別表－8（1）に示す原子力防災資機材を用いて保障措置分析所内及び周辺監視区域の放射線量率並びに放射性物質濃度の測定を行い、放射性物質が外部に異常に放出された場合は放射線監視データをもとに、放射性物質の放出量を予測する。また、気象観測データを入手し、放射線量等の影響範囲の推定を行う。
- (3) 連絡調整班長は、事故の拡大により別図－2（2）に示す集合場所に集合させた退去必要者を事業所外へ退避させる必要が生じたときは、その旨を直ちに別図－4に従い関係機関に連絡し、以降の対応について調整を行う。

5. 事業所外運搬事故における対策

原子力防災管理者は、運搬を受託した者と協力し、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。

6. オフサイトセンター等との連携

(1) 核管センターとしての対応

理事長は、内閣府、青森県及び六ヶ所村が設置する原子力災害対策本部並びにオフサイトセンターに設置される原子力災害現地対策本部及び原子力災害合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）が開催されるまでは「現地事故対策連絡会議」に読み替える。以下同じ。）と連携し、核管センターとして緊急事態応急対策に取り組むものとする。

(2) 報告及び情報の伝達

原子力防災管理者は、内閣府、青森県及び六ヶ所村が設置する原子力災害対策本部並びにオフサイトセンターに設置される原子力災害現地対策本部及び合同対策協議会との連絡を密にするため、別図－4又は別図－5に示す経路により報告及び情報伝達を行う。

(3) 原子力防災要員の派遣等

原子力防災管理者は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに青森県知事及び六ヶ所村長その他の執行機関の実施する次の緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表－9に示す原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。派遣された原子力防災要員は、合同対策協議会（合同対策協議会が設置されていないときは、派遣先の防災機関）の指示に基づき以下の業務を行う。

① オフサイトセンターにおける業務に関する事項

- a. 緊急時対策所とオフサイトセンターとの情報交換
- b. 他の原子力事業者から派遣された原子力防災要員への対応
- c. 緊急事態応急対策についての相互協力及び調整

② 環境モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

- a. 環境放射線モニタリング
- b. 身体または衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- c. 住民からの依頼による物品または家屋等の放射性物質による汚染の測定
- d. 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

(4) 合同対策協議会への参加

理事長は、本部の職員の中から2名以上指名し、原子力規制庁緊急時対応センターに派遣する。派遣された者は、緊急時対策所と連絡を密にし合同対策協議会の決定事項を指示・伝達するとともに、合同対策協議会において必要な意見を述べる。

(5) 報道機関への情報提供

原子力防災管理者は、合同対策協議会が設置された後においては、広報班長を通じて原則としてオフサイトセンターのプレスルームにおいてプレス対応を行う。

第2節 全面緊急事態終息時の第2次緊急時体制の解除

1. 原子力防災管理者は、事象が終息し、原災法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われる等、第2次緊急時体制をとる必要がなくなると判断したときは、合同対策協議会（合同対策協議会が設置されていないときは、青森県及び六ヶ所村）と協議し同意を得て第2次緊急時体制を解除する。原子力防災管理者は、事業所の第2次緊急時体制を解除したときは、別図－4又は別図－5に従い関係機関及び総務部長に連絡する。

2. 原子力防災管理者及び総務部長は、第2次緊急時体制を解除した場合でも、その後の原子力災害事後対策に必要な要員を確保する。

第6章 原子力災害事後対策

原子力防災管理者は、原災法に基づく原子力緊急事態解除宣言があったとき以降において、原子力災害の拡大の防止または原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を次のとおり実施する。なお、原子力緊急事態宣言に至らない場合であっても必要に応じ同様の対策を実施する。

1. 復旧対策

原子力防災管理者は、次の事項について復旧計画を策定して内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県及び六ヶ所村に提出し、それに基づき速やかに復旧対策を実施するとともに、復旧対策状況及び結果を報告する。

- (1) 施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 放射性物質の追加放出の防止
- (3) 施設の除染の実施
- (4) 施設損傷部の修理、改造の実施
- (5) 実施担当者
- (6) 復旧に係る工程

2. 原子力防災要員の派遣等

原子力防災管理者は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに青森県知事及び六ヶ所村長その他の執行機関の実施する周辺監視区域外における原子力災害事後対策が円滑かつ的確に行われるようにするため、別表－10に示す原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。派遣された原子力防災要員等は、原子力防災専門官等の指示に基づき、以下の必要な業務を行う。

- (1) 地域への情報提供に関する事項
 - ① オフサイトセンターでの情報交換
 - ② 報道機関への情報提供
- (2) 環境モニタリング、汚染検査、汚染除去に関する事項
 - ① 環境放射線モニタリング
 - ② 身体または衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
 - ③ 住民からの依頼による物品または家屋等の放射性物質による汚染の測定
 - ④ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染
 - ⑤ 他の原子力事業者から派遣された原子力防災要員等への対応

3. 原因究明と再発防止対策の実施

原子力防災管理者は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

4. 被災者の相談窓口の設置

理事長は、原子力緊急事態解除宣言後、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。

第7章 他の原子力事業者等への協力

第1節 他の原子力事業者等への協力

六ヶ所保障措置センター以外の原子力事業所（事業所外運搬を含む。）で原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は理事長からの指示を受けて、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次の環境モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項について、別表-11に示す原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力をする。

1. 環境放射線モニタリング
2. 身体又は、衣服に付着している放射性物質の汚染の測定
3. 住民からの依頼による物品または家屋等の放射性物質による汚染の測定
4. 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

第2節 日本原燃(株)への協力

原子力防災管理者は、日本原燃(株)と平常時から協調し、防災情報の提供・収集等相互連携を図るとともに、特定事象発生 of 通報を受けた場合には、緊急時対策所を設置し、日本原燃(株)との取り決めにより情報共有に努めるとともに、必要な協力を行うものとする。

図表リスト

図

別図－1	六ヶ所保障措置分析所原子力防災組織	1
別図－2 (1)	放射線測定設備	2
別図－2 (2)	退去必要者の集合場所	3
別図－2 (3)	緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点	4
別図－3	警戒事象発生時の外部関係機関連絡系統図	5
別図－4	特定事象等発生時の外部関係機関通報・連絡系統図	6
別図－5	運搬時の特定事象等発生時の外部機関通報系統図	7
別図－6	緊急時体制発令時の伝達経路	8
別図－7	指令伝達及び情報連絡経路	9

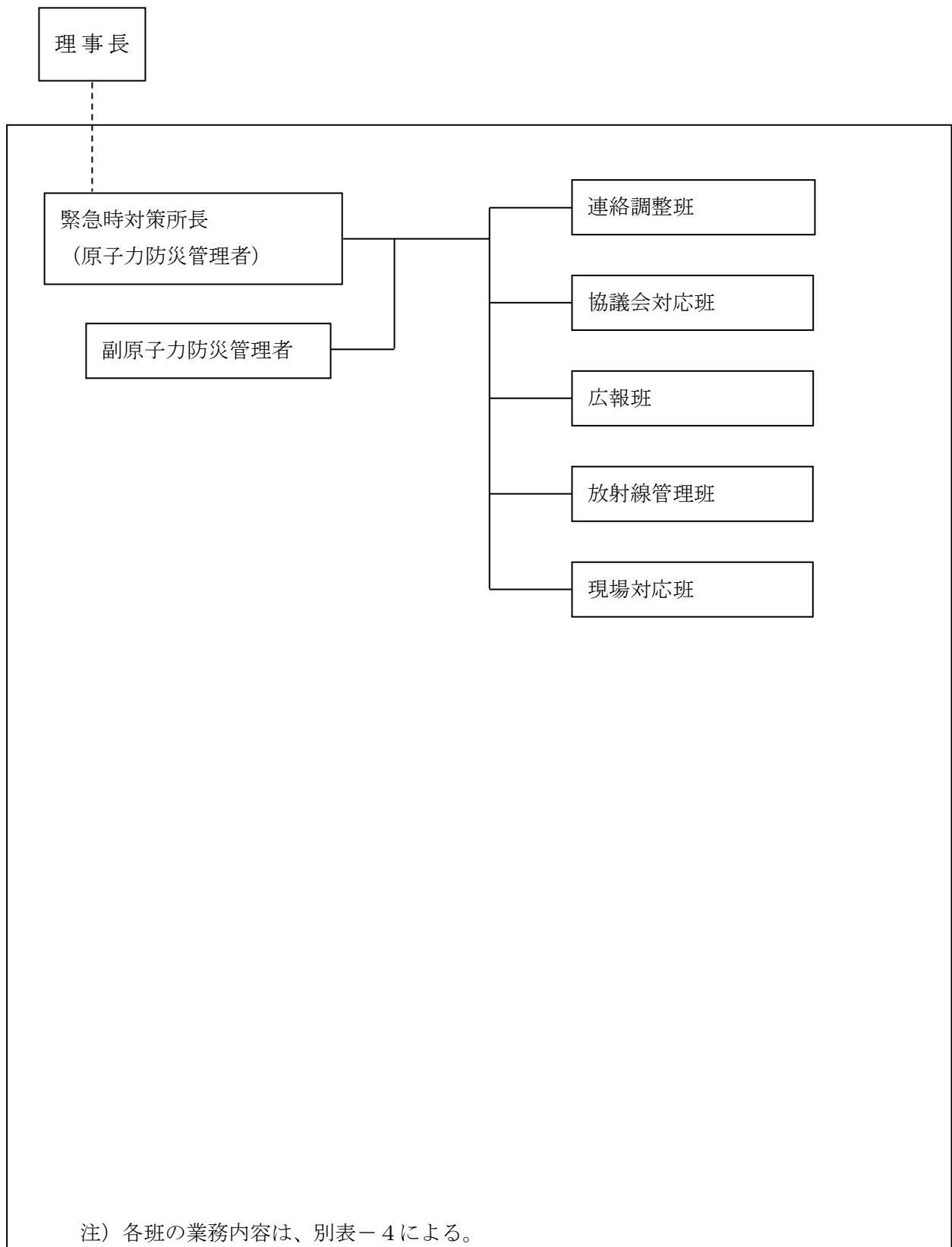
表

別表－1	原子力災害対策指針に定める警戒事態を判断する連絡基準	10
別表－2	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準	11
別表－3	原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の基準	16
別表－4	原子力防災組織各班の業務内容	21
別表－5	副原子力防災管理者の職位と代行順位	22
別表－6 (1)	緊急時対策所（安全対策室）の概要	23
別表－6 (2)	原子力事業所災害対策支援拠点（安全対策室以外）の概要	23
別表－7	モニタリングポストの仕様	23
別表－8 (1)	原子力防災資機材一覧	24
別表－8 (2)	その他の防災資機材一覧	25
別表－9	原子力防災要員の派遣と貸与する防災資機材	26
別表－10	原子力災害事後対策への原子力防災要員と貸与資機材	27
別表－11	他の原子力事業者への原子力防災要員と貸与資機材	28

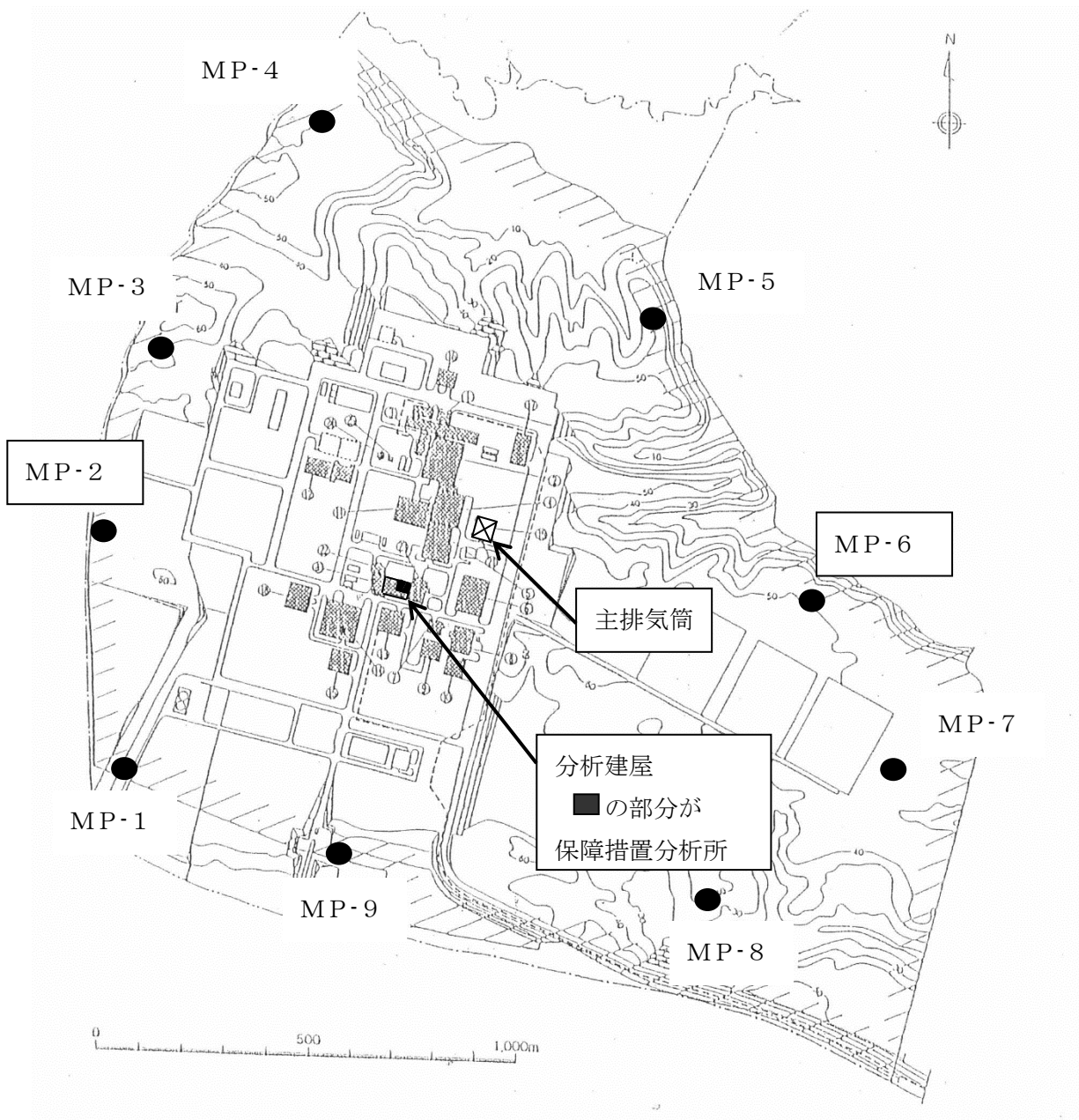
様式

別記様式－1	原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書	29
別記様式－2	原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書	30
別記様式－3	原子力防災要員現況届出書	31
別記様式－4	放射線測定設備現況届出書	32
別記様式－5	原子力防災資機材現況届出書	33
別記様式－6 (1)	警戒事態該当事象発生連絡	34
別記様式－6 (2)	特定事象発生通報（使用施設）	35
別記様式－6 (3)	特定事象発生通報（事業所外運搬）	36
別記様式－6 (4)	警戒事態該当事象発生後の経過連絡	37
別記様式－7 (1)	応急措置の概要（使用施設）	38
別記様式－7 (2)	応急措置の概要（事業所外運搬）	40
別記様式－8	防災訓練実施結果報告書	42

六ヶ所保障措置分析所原子力防災組織



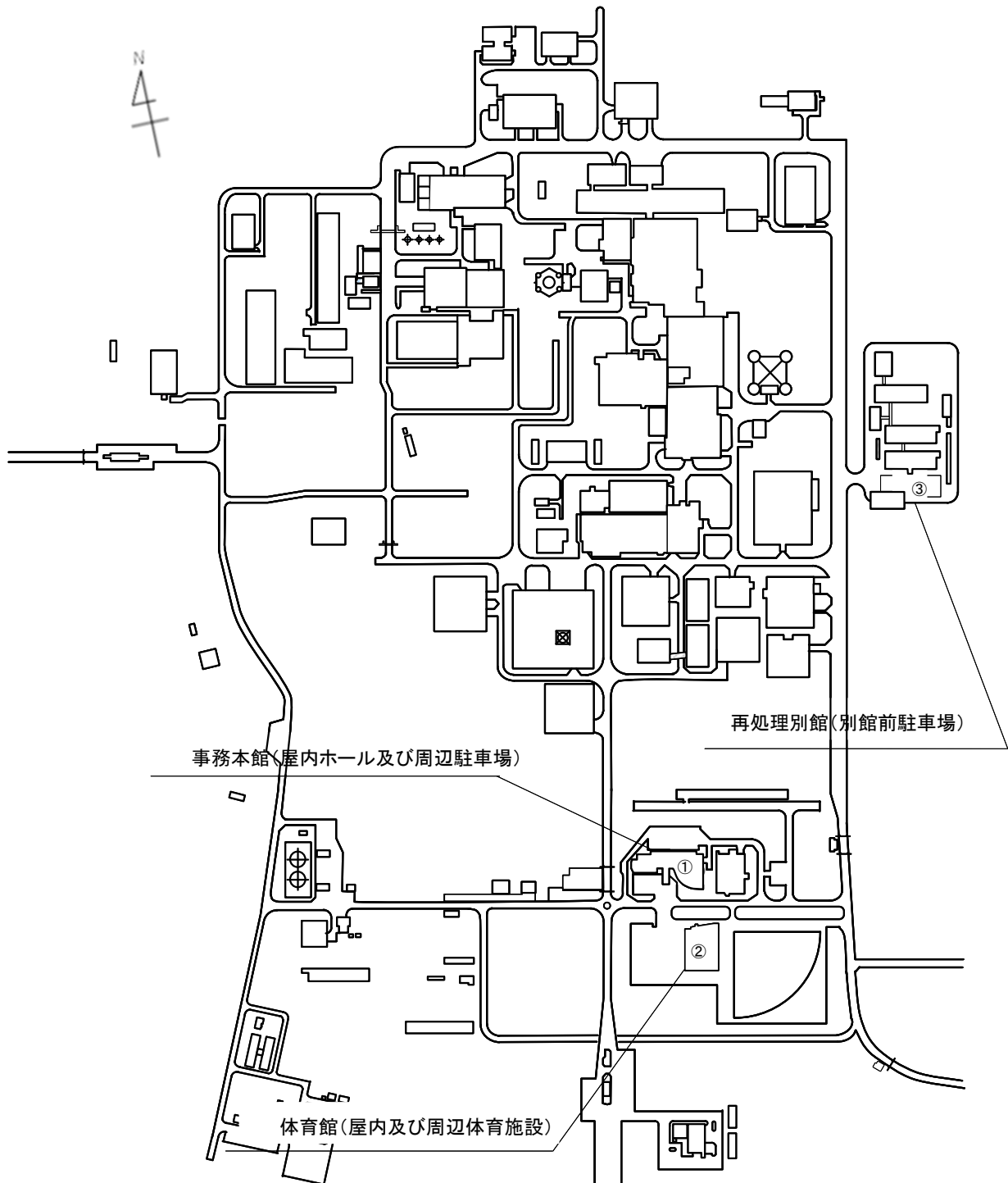
放射線測定設備



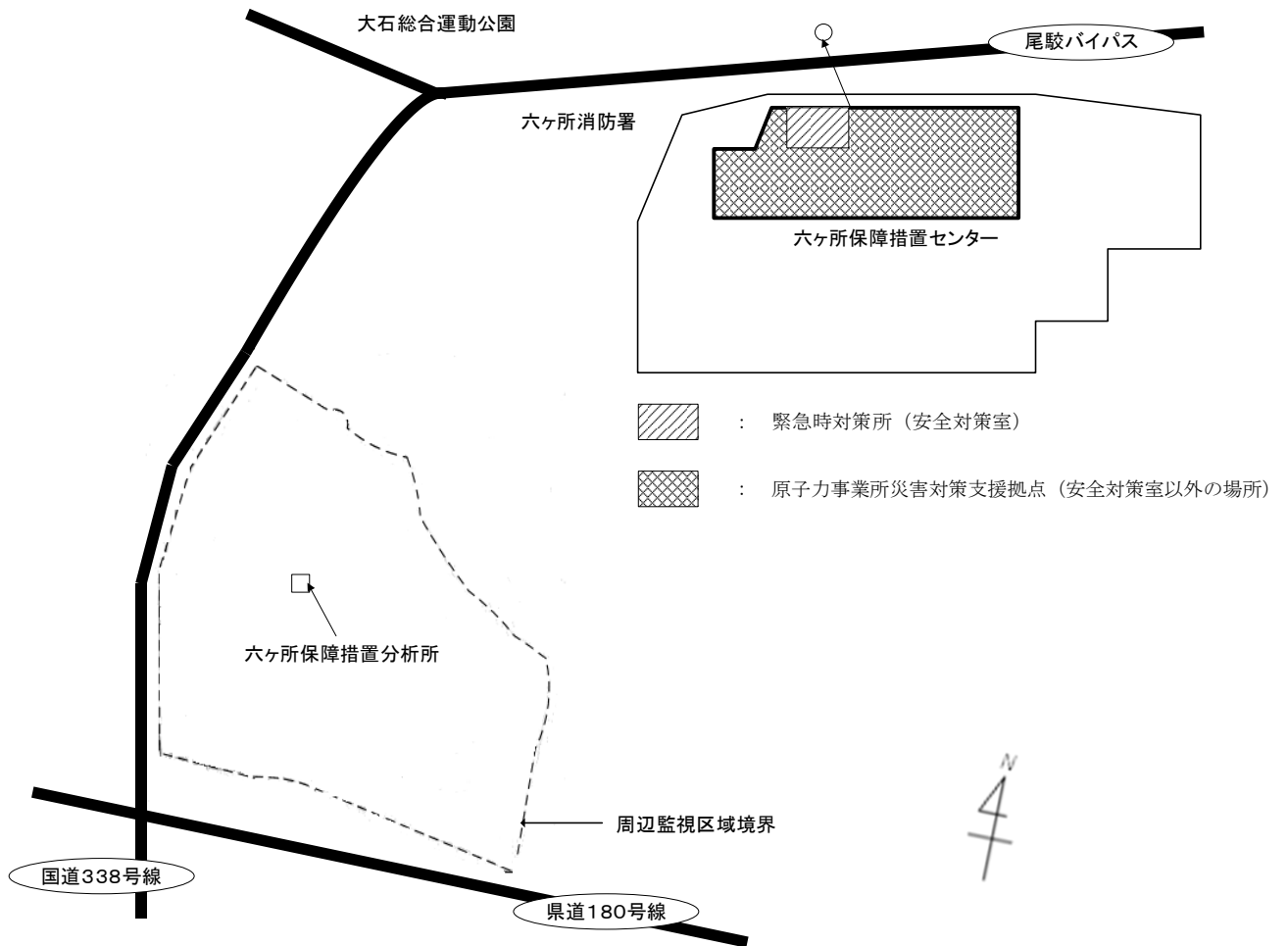
MP-2 及び MP-6 が六ヶ所保障措置センターの設置するモニタリングポスト

退去必要者の集合場所

退去必要者の 集合場所	①：事務本館（屋内ホール及び周辺駐車場） ②：体育館（屋内及び周辺体育施設） ③：再処理別館（別館前駐車場）
----------------	--

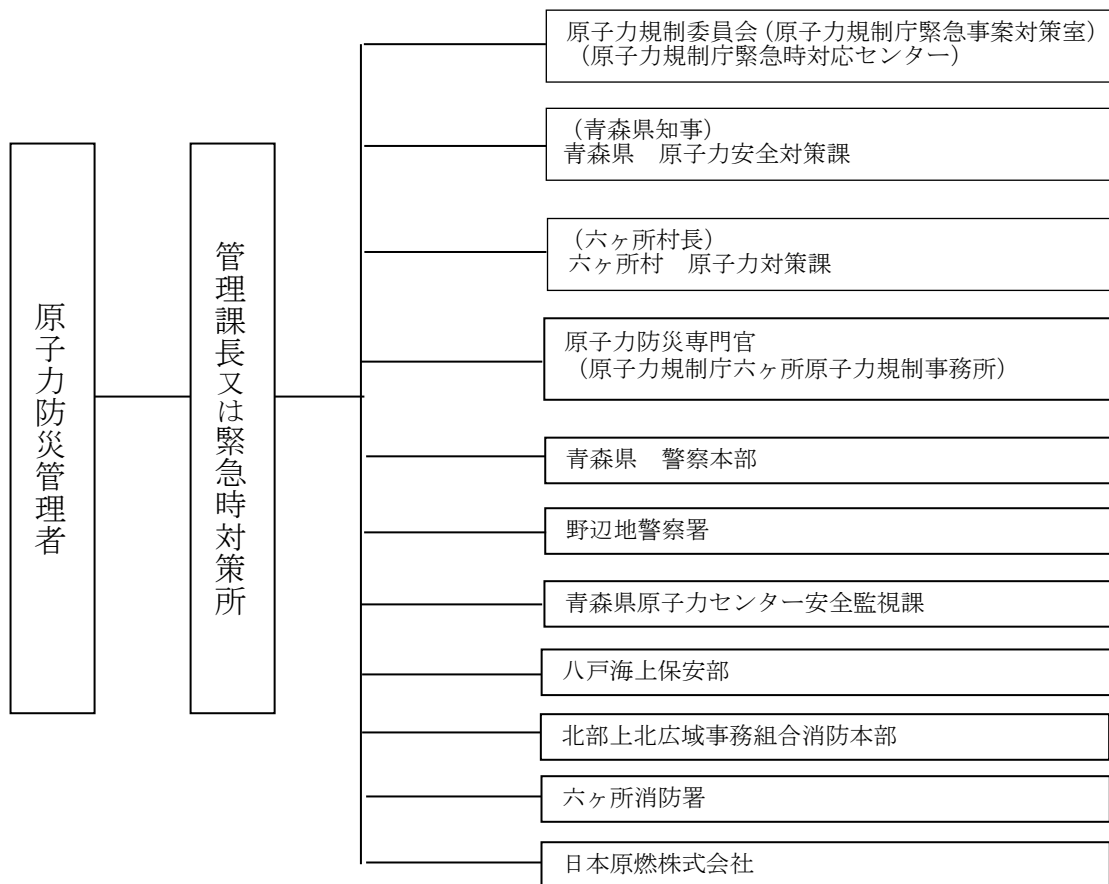


緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点



※ 原子力事業所災害対策支援拠点の代替地は、令和2年度を目途に整備する。

警戒事象発生時の外部機関連絡系統図



特定事象等発生時の外部機関通報・連絡系統図



注 1) 太線枠はファクシミリ送信後、電話で確認

注 2) 原子力緊急事態宣言発令後追加情報連絡先

注 3) 施設敷地緊急事態(10 条)及び全面緊急事態(15 条)が発生した場合の通報・連絡先

運搬時の特定事象等発生時の外部機関通報系統図

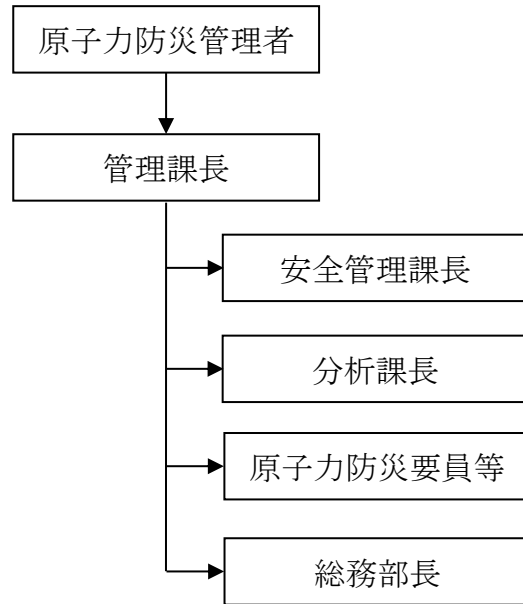


注1) 太線枠はファクシミリ送信後、電話で確認

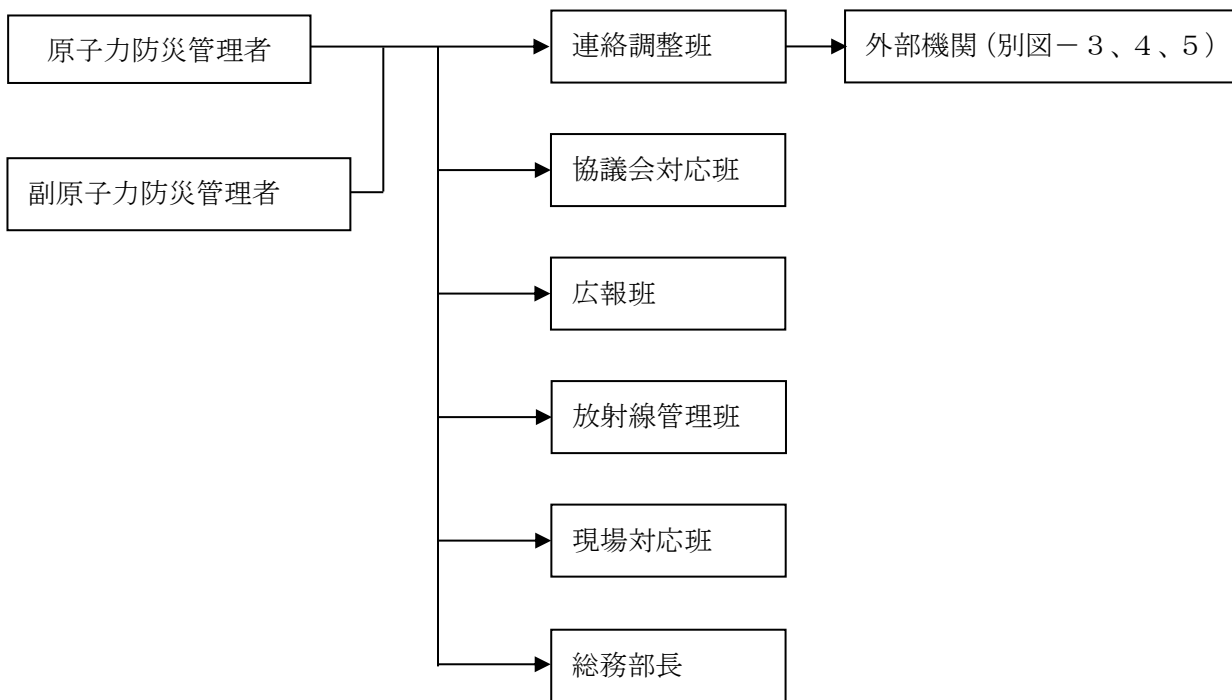
注2) 運搬実施責任者からの第1報は電話による

注3) 原子力緊急事態宣言発令後追加情報連絡先

緊急時体制発令時の伝達経路



指令伝達及び情報連絡経路



原子力災害対策指針に定める警戒事態を判断する連絡基準

原災法関連省令、原子力災害対策指針は以下の通り略して別表中に示す。

- ・原子力災害対策指針は「指針」、また指針で示す緊急時活動レベルは「EAL」という。

EALの基準	EAL設定の考え方
<p>指針 警戒事態を判断するEAL① 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p>	<p>・六ヶ所村において震度6弱以上の地震が発生した場合。</p>
<p>指針 警戒事態を判断するEAL② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p>	<p>・青森県太平洋沿岸（六ヶ所村の前面海域）の津波予報区において大津波警報が発表された場合。</p>
<p>指針 警戒事態を判断するEAL④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>指針 警戒事態を判断するEAL⑤ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>・同左</p>

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準

原災法関連省令、原子力災害対策指針は以下の通り略して別表中に示す。

- ・原子力災害対策指針は「指針」、また指針で示す緊急時活動レベルは「EAL」という。
- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則は「通報規則」という。
- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令は、「業務計画等命令」という。
- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令は、「外運搬通報命令」という。

EALの基準	EAL設定の考え方
<p>政令第4条第4項第1号 第1項に規定する基準以上の放射線量が第2項又は前項の定めるところにより検出されたこと。</p> <p>政令第4条第1項 法第10条第1項の政令で定める基準は5 μ Sv/h の放射線量とする。</p> <p>政令第4条第2項 法第10条第1項の規定による放射線量の検出は法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会で定める場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p>	<p>モニタリングポスト（MP-2、6）で以下の放射線量が検出された場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5 μ Sv/h以上（単位時間（2分以内のものに限る）ごとの測定値を1時間当たりの数値に換算） <p>1 μ Sv/h以上の放射線量を検出した場合は、中性子線を測定し放射線測定設備の測定値と合算すること。</p> <p>ただし、落雷の影響は除く。</p>

EALの基準	EAL設定の考え方
<p>政令第4条第4項第2号</p> <p>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>第1項に規定する放射線量：5 μSv/h</p> <p>指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL①</p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p>	<p>「原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所」とは、日本原燃再処理施設と接続している排気ダクトをいう。</p> <p>排気ダクトにおいて排気ダストモニタで放射線量が5 μSv/h以上に相当する濃度となる計数率*が検出された場合(累積して検出すること)。</p> <p>* α線：1.80×10⁷min⁻¹ β線：4.80×10⁹min⁻¹</p> <p>なお、上記の計数率は、α線又はβ線が単一で計数した場合の計数率である。α線とβ線が同時に計数された場合は、以下の式が成り立つ場合が該当する。</p> $\frac{\alpha\text{線計数率}}{1.80 \times 10^7} + \frac{\beta\text{線計数率}}{4.80 \times 10^9} \geq 1$

EALの基準	EAL設定の考え方
<p>政令第4条第4項第3号</p> <p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>イ $50 \mu\text{Sv/h}$</p> <p>ロ 当該場所における放射能水準が $5 \mu\text{Sv/h}$ の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質</p> <p>指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL①</p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p>	<p>管理区域外で以下の放射線量又は放射性物質が検出された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ $50 \mu\text{Sv/h}$以上（10分間以上継続） ・ 放射性物質の濃度が空气中的濃度限度の50倍以上の値に達したとき。（$5 \mu\text{Sv/h}$以上に相当する濃度） ・ 放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難な場合、$50 \mu\text{Sv/h}$以上（10分間継続） <p>若しくは濃度限度の50倍以上が検出される蓋然性が高い場合。</p>
<p>通報規則第7条第1項第1号ヌ</p> <p>指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL②</p> <p>その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>「その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、使用施設等の安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。</p> <p>「原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、使用施設等に影響を及ぼすおそれにより放射線または放射性物質が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。</p>

EALの基準	EAL設定の考え方
<p>通報規則第7条第1項第2号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・使用施設等における核燃料物質の取扱い中において核燃料物質の質量管理による管理が損なわれる状態、その他の臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）の発生の蓋然性が高い状態。 ・周辺監視区域境界付近において中性子線測定用サーベイメータで中性子線が計測された場合。
<p>政令第4条第4項第4号 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>外運搬通報命令第2条第1項 政令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p> <p>外運搬通報命令第2条第2項 火災・爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み政令第4条第4項第4号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>外運搬通報命令第3条 令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で100μSv/h以上の放射線量が火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出されたこと、又は火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み100μSv/h以上の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い状態であること。 ・火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して事業所外運搬に使用する容器から放射性物質の漏えい又は漏えいの蓋然性が高い場合。

学技術庁告示第五号) 第三条並びに第五条第一項第一号(液体又は気体であつて専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。)及び第二項第一号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示(昭和五十二年運輸省告示第五百八十五号) 第四条並びに第十条第一項第一号(液体又は気体であつて専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。)及び第二項第一号並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示(平成十三年国土交通省告示第千九十四号) 第四条並びに第七条第一項第一号(液体又は気体であつて専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。)及び第二項第一号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。)に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。

原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の基準

原災法関連省令、原子力災害対策指針は以下の通り略して別表中に示す。

- ・原子力災害対策指針は「指針」、また指針で示す緊急時活動レベルは「EAL」という。
- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則は「通報規則」という。
- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令は、「業務計画等命令」という。
- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令は、「外運搬通報命令」という。

EALの基準	EAL設定の考え方
<p>政令第6条第3項第1号 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量又は第1項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量（これらの放射線量のいずれかが、2地点以上ににおいて又は10分以上継続して検出された場合に限る。） $5 \mu\text{Sv/h}$</p> <p>二 （以下、略）</p> <p>指針 全面緊急事態を判断するEAL① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p>	<p>モニタリングポスト（MP-2、6）で以下の放射線量が検出された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ $5 \mu\text{Sv/h}$以上（1地点10分以上継続） ・ $5 \mu\text{Sv/h}$以上（2地点で検出） <p>ただし、落雷の影響は除く。</p>

EALの基準	EAL設定の考え方
<p>政令第6条第4項第1号</p> <p>第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>指針 全面緊急事態を判断するEAL①</p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p>	<p>「原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所」とは、日本原燃再処理施設と接続している排気ダクトをいう。</p> <p>排気ダクトにおいて排気ダストモニタで放射線量が$5\mu\text{Sv/h}$以上に相当する濃度となる計数率*（累積して検出すること）。</p> <p>* α線：$1.80 \times 10^7 \text{min}^{-1}$ β線：$4.80 \times 10^9 \text{min}^{-1}$</p> <p>なお、上記の計数率は、$\alpha$線又は$\beta$線が単一で計数した場合の計数率である。$\alpha$線と$\beta$線が同時に計数された場合は、以下の式が成り立つ場合が該当する。</p> $\frac{\alpha\text{線計数率}}{1.80 \times 10^7} + \frac{\beta\text{線計数率}}{4.80 \times 10^9} \geq 1$

EALの基準	EAL設定の考え方
<p>政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 5 mSv/h</p> <p>三 (略)</p> <p>政令第6条第4項第2号 第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が500 μSv/hの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>指針 全面緊急事態を判断するEAL① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p>	<p>管理区域外で以下の放射線量又は放射性物質が検出された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 mSv/h以上 ・ 放射性物質の濃度が空気中の濃度限度の5000倍以上濃度が検出されたとき。 （500 μSv/h以上に相当する濃度）

EALの基準	EAL設定の考え方
<p>通報規則第14条ヌ</p> <p>指針 全面緊急事態を判断するEAL②</p> <p>その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>「その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、使用施設の安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。</p> <p>「原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象」とは、使用施設等に影響を及ぼすこと等放射線又は放射性物質が放出され又は放出されるおそれがある状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。</p>
<p>政令第6条第4項第3号</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。</p> <p>指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL①</p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・核燃料物質が臨界状態にあるとき。 ・周辺監視区域境界付近において中性子線測定用サーベイメータで中性子線が継続して計測された場合。

EALの基準	EAL設定の考え方
<p>政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 (略) 二 (略) 三 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 10mSv/h</p> <p>外運搬通報命令第4条 令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二、別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第七の第一欄に掲げるものに限る。)に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第三欄、別表第五の第二欄、別表第六の第二欄又は別表第七の第三欄に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号)第三条第二項、危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)第八十条第二項及び航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第九十四条第二項第二号イ(4)に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。)に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で10mSv/h以上の放射線量が火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出されること。 ・火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して事業所外運搬に使用する容器から放射性物質の漏えい又は漏えいの蓋然性が高い場合。

原子力防災組織各班の業務内容

業 務 内 容	班
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事象が発生した場合における当該事象に関する情報の整理 ・ 内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長その他関係者との連絡調整（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては国土交通大臣含む） 	連絡調整班
<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換 ・ 原子力緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力 	協議会対応班
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事象が発生した場合における当該事象に関する広報 	広報班
<ul style="list-style-type: none"> ・ 六ヶ所保障措置分析所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握並びに放射性物質の放出量の予測に関すること。 ・ 被災者等を医療機関に搬送する際に被災者等に同行すること。 ・ 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに青森県知事及び六ヶ所村長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のために必要な放射線測定業務 	放射線管理班
<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力災害の発生又は拡大防止のための措置の実施 	現場対応班
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧 	現場対応班
<ul style="list-style-type: none"> ・ 六ヶ所保障措置分析所内外の放射性物質による汚染の除去 ・ 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに青森県知事及び六ヶ所村長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のために必要な資機材の除染業務 	現場対応班
<ul style="list-style-type: none"> ・ 被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施 	放射線管理班
<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力災害の発生又は拡大防止のために必要な資機材の調達及び輸送 ・ 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに青森県知事及び六ヶ所村長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のために必要な資機材の輸送業務 	放射線管理班
<ul style="list-style-type: none"> ・ 六ヶ所保障措置分析所の警備及び六ヶ所保障措置分析所内における従業者等の避難誘導 	現場対応班

副原子力防災管理者の職位と代行順位

職位	代行順位* 1
副所長	1
六ヶ所検査部長	2
センター次長	3
六ヶ所検査部次長	4
安全管理課長	5
分析課長	6
管理課長	7

* 1 : 原子力防災管理者が不在のときの代行順位を示す。

緊急時対策所（安全対策室）の概要

項目	仕様
広さ	床面積約 95m ²
耐震安全性	Ⅲ類 B 類乙類
敷地座高	約 57m
非常用電源	ディーゼル発電機
備蓄燃料	主燃料槽 1900ℓ、燃料小出槽 999ℓ（約 7 日間）
備蓄水・食料	49 人×7 日間分
六ヶ所保障措置分析所からの距離	北北東約 2.5km

原子力事業所災害対策支援拠点（安全対策室以外）の概要※

項目	仕様
広さ	延べ床面積約 2300m ²
耐震安全性	Ⅲ類 B 類乙類
敷地座高	約 57m
備蓄水・食料	10 人×7 日間分

※ 非常用電源等は緊急時対策所と兼用

モニタリングポストの仕様

項目	内容
測定対象	空気吸収線量率
検出器	NaI（Tl）シンチレーション、電離箱式
測定範囲	NaI（Tl）シンチレーション：10 ⁻² ～10 ¹ μGy/h 電離箱式：10 ⁰ ～10 ⁵ μGy/h
警報	警報ランプ及び警報音
警報設定	1μGy/h、5μGy/h、10μGy/h、500μGy/h

原子力防災資機材一覧

原子力防災資機材の種類	数 量	点検内容	点検頻度	保管場所
1. 放射線障害防護用器具				
汚染防護服	14組	外観・員数	1回／年	再処理事業所 出入管理建屋
呼吸用ボンベ付防護マスク	2個	外観・機能・員数	1回／年	〃
フィルター付防護マスク	14個	外観・機能・員数	1回／年	〃
2. 非常用通信機器				
通常の業務に使用しない電話回線	1回線	外観・機能・員数	1回／年	安全対策室
ファクシミリ	1台	外観・機能・員数	1回／年	〃
携帯電話	7台	外観・機能・員数	1回／年	〃
3. 計測器等				
排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器 (排気ダストモニタ (α線検出器/β線検出器))	4台	外観・機能・員数	1回／年	保障措置分析所
ガンマ線測定用サーベイメータ	4台	外観・機能・員数	1回／年	再処理事業所 出入管理建屋
中性子線測定用サーベイメータ	2台	外観・機能・員数	1回／年	〃
空間放射線積算線量計 素子 リーダー	4個 1台	外観・機能・員数 外観・機能・員数	1回／年 1回／年	〃 〃
表面汚染密度測定用サーベイメータ	2台	外観・機能・員数	1回／年	〃
可搬式ダスト測定関連機器 サンプラ	4台	外観・機能・員数	1回／年	〃
測定器	1台	外観・機能・員数	1回／年	〃
可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器 サンプラ ^{注1}	2台	外観・機能・員数	1回／年	〃
測定器 ^{注1}	1台	外観・機能・員数	1回／年	〃
個人用外部被ばく線量測定器	20台	外観・機能・員数	1回／年	〃
4. その他資機材				
ヨウ素剤	200錠	外観・員数	1回／年	再処理事業所 出入管理建屋
担架	1台	外観・員数	1回／年	保障措置分析所
除染用具	1式	外観・員数	1回／年	〃
被ばく者輸送のために使用可能な車両	1台	外観・機能・員数	1回／年	RSC 車庫
屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備 ^{注2}	1式	外観・機能・員数	1回／年	再処理事業所内

注1) 可搬式ダスト測定関連機器のサンプラ及び測定器を可搬式の放射性ヨウ素測定機器としても使用する。

注2) 日本原燃(株)と共用する。

その他の防災資機材一覧

原子力防災資機材の種類	数 量	点検内容	点検頻度	保管場所
1. 放射線障害防護用器具 呼吸用ボンベ付防護マスク用予備ボンベ	10本	外観・員数	1回/年 ^{注1}	再処理事業所 出入管理建屋
2. 計測器等 個人用外部被ばく線量測定器（ガンマ線用）	20台	外観・機能・員数	1回/年	再処理事業所 出入管理建屋
個人用外部被ばく線量測定器（中性子線用）	20台	外観・機能・員数	1回/年	〃
3. 非常用通信機器 衛星携帯電話 ^{注2}	1台 1台	外観・機能・員数 外観・機能・員数	1回/年 1回/年	安全対策室 再処理事業所 出入管理建屋
ページング装置	1式	外観・機能・員数	1回/年	OSL内全域
4. 非常用電源設備 ディーゼル発電機 燃料（軽油）	1台	外観・機能・員数	1回/年	RSC機械室
5. 水・食料	59人×7 日間分 ^{注3}	外観・員数	1回/年	RSC防災機材 倉庫及び休憩 コーナー

注1) 耐圧検査は1回/3年とする。

注2) 使用の際は、通信衛星と直接通信が可能な場所に配備し使用する。

注3) 緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点用を合わせた数量。

※ 原子力事業所災害対策支援拠点の代替地に配備する非常用電源設備等の設備は、令和2年度を目途に整備する。

原子力防災要員の派遣と貸与する防災資機材

項目	派遣要員		貸与資機材	
	要員名	人数	機器名称	台数
オフサイトセンター における業務に関する事項	協議会対応班	2名		
	広報班	1名		
環境モニタリング、 汚染検査及び汚染除去に関する事項	放射線管理班	4名	ガンマ線測定用サーベイメータ	2台
			中性子線測定用サーベイメータ	1台
			表面汚染密度測定用サーベイメータ	2台
	現場対応班	2名	可搬式ダスト測定関連機器（サンプリャ）	2台
			個人線量計	10台
			除染用具	1式

注1) 状況により増員を考慮すること。

注2) 資機材は公用車を用いて現地まで輸送する。

原子力災害事後対策への原子力防災要員と貸与資機材

項目	派遣要員		貸与資機材	
	要員名	人数	機器名称	台数
地域への情報提供に関する事項	協議会対応班	1名		
	広報班	2名		
環境モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項	放射線管理班	4名	ガンマ線測定用サーベイメータ	2台
			中性子線測定用サーベイメータ	1台
			表面汚染密度測定用サーベイメータ	2台
	現場対応班	2名	可搬式ダスト測定関連機器（サン普拉）	2台
			個人線量計	10台
			除染用具	1式

注1) 状況により増員を考慮すること。

注2) 資機材は公用車を用いて現地まで輸送する。

他の原子力事業者への原子力防災要員と貸与資機材

項目	派遣要員		貸与資機材	
	要員名	人数	機器名称	台数
環境モニタリング、 汚染検査及び汚染除去に関する事項	放射線管理班	4名	ガンマ線測定用サーベイメータ	2台
			中性子線測定用サーベイメータ	1台
			表面汚染密度測定用サーベイメータ	2台
	現場対応班	2名	可搬式ダスト測定関連機器（サン普拉）	2台
			個人線量計	10台
			除染用具	1式

28

注1) 状況により増員を考慮すること。

注2) 資機材は公用車を用いて現地まで輸送する。

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年 月 日	
内閣総理大臣 殿 原子力規制委員会 殿	
届出者 住 所 _____ 氏 名 _____ （法人にあってはその名称及び代表者の氏名）	
別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年 月 日		
原子力規制委員会 殿 青森県知事 殿 六ヶ所村長 殿		
届出者 <u>住 所</u> 氏 名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)		
原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
	選 任	解 任
正	氏 名	
	選任・解任年月日	
	職務上の地位	/
副	氏 名	
	選任・解任年月日	
	職務上の地位	/

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。

原子力防災要員現況届出書

年 月 日		
原子力規制委員会 殿 青森県知事 殿 六ヶ所村長 殿		
届出者		
住所 _____		
氏名 _____		
(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)		
原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第8条第4項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
業 務 の 種 別	防災要員の職制	その他の防災要員
情報の整理、関係者との連絡調整		名
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名
広報		名
放射線量の測定その他の状況の把握		名
原子力災害の発生又は拡大の防止		名
施設設備の整備・点検、応急の復旧		名
放射性物質による汚染の除去		名
医療に関する措置		名
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名
原子力事業所内の警備等		名

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

放射線測定設備現況届出書

		年 月 日
内閣総理大臣 殿 原子力規制委員会 殿 青森県知事 殿 六ヶ所村長 殿		
		届出者 住 所 _____ 氏 名 _____ (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)
放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第 1 1 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式
	設置場所	
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	
	設置場所	
	検出される数値の把握方法	

備考 1 この用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。

- 2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第 8 条第 1 号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

原子力防災資機材現況届出書

		年 月 日	
内閣総理大臣	殿		
原子力規制委員会	殿		
青森県知事	殿		
六ヶ所村長	殿		
		届出者	
		住所 _____	
		氏名 _____	
		(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	
<p>原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。</p>			
原子力事業所の名称及び場所			
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組	
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個	
	フィルター付防護マスク	個	
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線	
	ファクシミリ	台	
	携帯電話等	台	
計測器等	排気筒モニタリング設備	台	
	その他の固定式測定器	台	
	ガンマ線測定用サーベイメータ	台	
	中性子線測定用サーベイメータ	台	
	空間放射線積算線量計	個	
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台	
	可般式ダスト測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	可般式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	個人用外部被ばく線量測定器	台	
その他	エリアモニタリング設備	台	
	モニタリングカー	台	
その他資機材	ヨウ素剤	錠	
	担架	台	
	除染用具	式	
	被ばく者輸送のために使用可能な車両	台	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式	

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。

警戒事態該当事象発生連絡

（第 報）

年 月 日		
原子力規制委員会、青森県知事、六ヶ所村長、原子力防災専門官、関係機関の長 殿		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">警戒事態該当事象連絡</div>		
連絡者名： <u>公益財団法人核物質管理センター</u> <u>六ヶ所保障措置センター原子力防災管理者</u> 連絡先：_____		
警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。		
原子力事業所の名称及び場所	名称：六ヶ所保障措置センター（事業区分：使用施設） 場所：青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4－108	
警戒事態該当事象の発生箇所	六ヶ所保障措置センター六ヶ所保障措置分析所（OSL）	
警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分（24時間表示）	
発生した警戒事態該当事象の概要	警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> 六ヶ所村において震度6弱以上の地震が発生 <input type="checkbox"/> 青森県太平洋沿岸（六ヶ所村の前面海域）の津波予報区において大津波警報が発表 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	
その他警戒事態の把握に参考となる情報	緊急時対策所 <input type="checkbox"/> 設置あり <input type="checkbox"/> 設置なし	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

特定事象発生通報（使用施設）

（第 報）

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事、六ヶ所村長、関係機関の長 殿

第10条通報

- 第10条事象発生
 第15条事象発生

通報者名：公益財団法人核物質管理センター

六ヶ所保障措置センター原子力防災管理者

連絡先： _____

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所		名称：六ヶ所保障措置センター（事業区分：使用施設） 場所：青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字沖付4-108	
特定事象の発生箇所		六ヶ所保障措置センター六ヶ所保障措置分析所（OSL）	
特定事象の発生時刻		年 月 日 時 分（24時間表示）	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	原災法第10条に基づく基準 <input type="checkbox"/> モニタリングポスト放射線量上昇 <input type="checkbox"/> 排気筒から放射性物質放出 <input type="checkbox"/> 管理区域外で放射線量又は放射性物質検出 <input type="checkbox"/> その他（ ）	原災法第15条に基づく基準 <input type="checkbox"/> モニタリングポスト放射線量上昇 <input type="checkbox"/> 排気筒から放射性物質放出 <input type="checkbox"/> 管理区域外で放射線量又は放射性物質検出 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	想定される原因	<input type="checkbox"/> 故障 <input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 爆発 <input type="checkbox"/> 誤操作 <input type="checkbox"/> 漏えい <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 調査中 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等		
その他特定事象の把握に参考となる情報		気象情報（天候： 風向： 風速： m/s 大気安定度： ）	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

特定事象発生通報（事業所外運搬）（第 報）

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿
 関係機関の長 殿

第10条通報

- 第10条事象発生
 第15条事象発生

通報者名：公益財団法人核物質管理センター
六ヶ所保障措置センター原子力防災管理者
 連絡先：_____

事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所		名称：六ヶ所保障措置センター（事業区分：使用施設） 場所：青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4-108	
特定事象の発生箇所			
特定事象の発生時刻		年 月 日 時 分 (24時間表示)	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	原災法第10条に基づく基準 * <input type="checkbox"/> 放射線量検出 * <input type="checkbox"/> 放射性物質の漏えい (注：*は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)	原災法第15条に基づく基準 * <input type="checkbox"/> 放射線量検出 * <input type="checkbox"/> 放射性物質の漏えい
	想定される原因	<input type="checkbox"/> 事故 <input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 爆発 <input type="checkbox"/> 調査中 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	線量の状況 <input type="checkbox"/> 確認中 <input type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 変化有 (<input type="checkbox"/> γ線 (μSv/h) <input type="checkbox"/> 中性子線 (μSv/h)) 汚染の状況 <input type="checkbox"/> 確認中 <input type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 変化有 (<input type="checkbox"/> α線 (min ⁻¹) <input type="checkbox"/> β線 (min ⁻¹)) その他	
その他特定事象の把握に参考となる情報			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

警戒事態該当事象発生後の経過連絡（第 報）

年 月 日

原子力規制委員会、青森県知事、六ヶ所村長、原子力防災専門官、関係機関の長 殿

警戒事態該当事象発生後の経過連絡

連絡者名：公益財団法人核物質管理センター

六ヶ所保障措置センター原子力防災管理者

連絡先：

原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。

原子力事業所の名称及び場所	名称：六ヶ所保障措置センター（事業区分：使用施設） 場所：青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字沖付4-108
警戒事態該当事象の発生箇所（注1）	六ヶ所保障措置センター六ヶ所保障措置分析所（OSL）
警戒事態該当事象の発生時刻（注1）	年 月 日 時 分（24時間表示）
警戒事態該当事象の種類（注1）	<input type="checkbox"/> 六ヶ所村において震度6弱以上の地震が発生 <input type="checkbox"/> 青森県太平洋沿岸（六ヶ所村の前面海域）の津波予報区において大津波警報が発表 <input type="checkbox"/> その他（ ）
発生事象と対応の概要（注2）	（対応日時、対応の概要）
その他の事項の対応（注3）	気象情報（天候： 風向： 風速： m/s大気安定度： ）

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（注1）最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

（注2）設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

（注3）緊急時対策所の設置状況、被ばく者発生状況等について記載する。

1.施設の状況

(確認時刻 月 日 時 分)

施設の状況 <input type="checkbox"/> 臨界 <input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 爆発 <input type="checkbox"/> 漏えい <input type="checkbox"/> その他	
--	--

2.放射性物質放出状況(放出ありの場合に記載) (評価時刻 月 日 時 分)

放出開始時刻	月 日 時 分頃
放出停止時刻	月 日 時 分頃 <input type="checkbox"/> 放出中
放出箇所	<input type="checkbox"/> 排気筒 <input type="checkbox"/> 排気筒以外 ()
放出実績評価	評価時点での放出率 評価時刻までの放出量
全 α	Bq/h Bq
全 β	Bq/h Bq
その他 ()	Bq/h Bq

3.モニタリング値

(確認時刻 月 日 時 分)

モニタリングポスト	MP-2	μ Sv/h
	MP-6	μ Sv/h
排気ダストモニタ	EX	α : min ⁻¹
	EX	β : min ⁻¹

4.気象情報

(確認時刻 月 日 時 分)

風向		天候	
風速	m/s	大気安定度	

5.その他

--

※必要な情報を順次追加記入し、空欄がなくなった場合には新しい用紙に記入するものとする。

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に報告することとする。

※データについては、およその値(推定値を含む)を記載することでも可とする。

1. 輸送容器の状況

(確認時刻 月 日 時 分)

事故発生時の状況	輸送物		輸送容器	
	出発地		目的地	
	輸送手段		輸送人数	
現在の状況	火災	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 可能性あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 調査中		
	爆発	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 可能性あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 調査中		
	漏えい	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 可能性あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 調査中		
	特記事項			

2. 放射線状況

(確認時刻 月 日 時 分)

測定地点 (対象物との距離)	m	m	m	m
線量率	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h

3. 放射性物質放出状況

(確認時刻 月 日 時 分)

放出、漏えい開始時刻	
放出、漏えい停止時刻	
放出、漏えい箇所	

4. その他

--

※必要な情報を順次追加記入し、空欄がなくなった場合には新しい用紙に記入するものとする。

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に報告することとする。

※データについては、およその値（推定値を含む）を記載することでも可とする。

防災訓練実施結果報告書

年 月 日	
原子力規制委員会 殿	
報告者 住 所 _____ 氏 名 _____ (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	
防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。	
原子力事業所の名称及び場所	
防災訓練実施年月日	年 月 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。